

○ 警察署協議会とは

警察署協議会は、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関として警察法に基づき設置されたものです。

福島警察署協議会は、平成13年6月に設置され、平成22年4月1日の警察署再編により、川俣警察署が福島警察署川俣分庁舎となり、20名の方が委員に委嘱されています。

○ 警察署協議会委員の任期

協議会の委員の任期は1年で、2回に限り再任（最長で3年）できることとされており、公安委員会が委嘱します。

○ 福島警察署協議会委員（20名）

福島県公安委員会から、福島警察署管内に関係のある20名の方々に委嘱されております。